

広島県公安委員会告示第37号

運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、運転免許取得者教育の認定を受けた者から同規則第5条第1項第1号に掲げる名称の変更について次のとおり届出があったので、同規則第7条第2項の規定により公示する。

平成25年5月27日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

1 変更の内容

新名称 株式会社高陽自動車学校

旧名称 有限会社高陽自動車学校

2 変更年月日

平成25年5月1日